

令和4年5月1日から

**この袋でゴミステーションに出されたごみは収集できません！**

令和4年4月30日までに使い切りましょう。

令和4年4月1日から  
**可燃ゴミの指定袋が変わります**

### 河津町可燃物用指定袋

生ごみは、よく水切りをしてください。  
この袋には、ガラス・空カン・空ビン・針金等、  
不燃物は絶対に入れないでください。

- ごみは分別しましょう。
- 環境保全・環境美化を考えましょう。
- ごみ収集日は朝8時30分までに、  
指定の場所に出してください。

## STOP! 不法投棄

- ごみステーションへの不適正排出も厳禁！
- ルールにしたがって、ごみステーションに出してください。
- 資源・不燃物専用袋は変更ありません。

※不法投棄をすると5年以下の懲役若しくは  
1千万円以下の罰金を科される場合があります。

# 河津町

(イメージ図)

※令和4年4月30日までは経過措置として、これまでの指定袋で可燃ごみをごみステーションに出すことが認められています。